

●香川県告示第203号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和元年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

高松市女木町84番地 磯崎 克憲

高松市女木町1947番地 真田 清美

(2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号東瀬戸女木町・下笠居・直島区域

主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、
高松市女木町の地区で営む漁業

2(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

高松市女木町1904番地 真田 稔

高松市女木町235番地 橋本 時雄

(2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号東瀬戸女木町・下笠居・直島区域

1及び2に掲げる漁業（主として小型機船底びき網を使用して営む漁業であって、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業、いかなご込網漁業であって下笠居漁業協同組合の地区で営む漁業、大型いか込網漁業、小型いか込網漁業、まながつお込網漁業又は小型まながつお込網漁業）以外の10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、東瀬戸漁業協同組合の地区のうち、高松市女木町の地区で営む漁業